

京都市土地改良事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第124号

京都市土地改良事業補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市土地改良事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の右に「，京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）その他別に定めがあるもののほか」を、「補助金」の右に「（以下「補助金」という。）」を加える。

第5条及び第6条を削り，第4条を第5条とし，同条の次に次の1条を加える。

（交付の申請）

第6条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は，補助金の交付の対象となる土地改良事業（以下「補助事業」という。）に着手する日の20日前の日とする。ただし，緊急その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは，当該補助事業に着手する日の前日をもって同条に規定する市長等が定める期日とする。

2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は，土地改良事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は，次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 収支予算書
- (3) その他別に定める書類

第3条各号列記以外の部分中「補助金」の右に「の交付の対象者」を加え、「に対し、予算の範囲内において交付する」を「とする」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(交付の目的)

第3条 補助金は、本市の区域内の土地改良事業を円滑に実施し、もって農業の生産性の向上を図ることを目的として交付する。

第7条及び第8条を次のように改める。

(申請事項の変更等の承認)

第7条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、当該各号に掲げる申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付申請書又はその添付書類に記載した事項(別に定める軽微な事項を除く。)を変更する行為 土地改良事業変更承認申請書(第2号様式)
- (2) 補助事業を中止する行為 土地改良事業中止承認申請書(第3号様式)

(実績報告)

第8条 条例第18条第1項に規定する報告書は、土地改良事業実績報告書(第4号様式)とする。

2 条例18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業を実施したことを証する写真
- (3) その他別に定める書類

第9条を削る。

第10条第1項を次のように改める。

市長は、条例第21条第2項の規定に基づき、補助事業の完了前に、補助金の交付予定額の一部について概算払をすることがある。

第10条第2項中「第3号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第9条とする。

第11条の見出しを「(検査)」に改め、同条第1項中「報告を求め、検査し、又は指示する」を「検査する」に改め、同条を第10条とする。

第12条を削り、第13条を第11条とする。

別表中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

第1号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式注以外の部分中「京都市土地改良事業補助金交付規則第5条 第1項 第2項」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に改める。

第3号様式中「第10条関係」を「第9条関係」に、「京都市土地改良事業補助金交付規則第10条第2項」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項」に改め、同様式を第5号様式とする。

第2号様式中「土地改良事業完了届」を「土地改良事業実績報告書」に、「届出者」を「報告者」に、「京都市土地改良事業補助金交付規則第8条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項」に、「が完了したので届け出ます」を「の実績を報告します」に改め、同様式を第4号様式とし、第1号様式の次に次の2様式を加える。

第2号様式（第7条関係）

土地改良事業変更承認申請書

(あて先)京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話 ー

京都市土地改良事業補助金交付規則第7条の規定により変更の承認を申請します。	
事業の名称	
事業の実施場所	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
事業の目的及び内容	
変更の内容	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

第3号様式（第7条関係）

土地改良事業中止承認申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話 ー

京都市土地改良事業補助金交付規則第7条の規定により中止の承認を申請します。	
事業の名称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
補助金の額	円
中止の理由	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市土地改良事業補助金交付規則第6条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)